

伊勢原市立図書館図書資料損害賠償取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市立図書館条例（昭和63年伊勢原市条例第11号。以下「条例」という。）第13条に規定する滅失、又は損傷した図書館資料に係る損害賠償事務の円滑な執行を図るため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書資料 図書館資料のうち、図書、逐次刊行物その他これらに類するもの
- (2) 事故図書 滅失又は損傷した図書資料
- (3) 利用者 利用者カード登録者又は館内閲覧者

(損害賠償責任の範囲)

第3条 貸出中の図書資料を使用している者の故意又は過失により、当該図書資料が滅失、又は損傷した場合は、利用者がその責任を負う。又この利用者が未成年者である場合は、その保護者が責任を負う。

2 前項の場合において、貸出したときに既に存在した損傷については、この限りでない。

(損害賠償)

第4条 損害賠償は、現品を納めることにより行う。ただし、品切れ又は絶版等により、現品を入手することができない場合は、それに相当する金額の金銭を納めることにより行う。

(損害賠償の方法)

第5条 前条の規定による事故図書の損害賠償は、次の各号に定める方法による。

(1) 現品

ア 書籍の場合

書名、著者及び出版社が同じ本（改訂版・増補版は同じものとみなす。）。

イ 雑誌の場合

書名、発行年月日及び出版社が同じであるもの

ウ 録音図書及び点字図書の場合

タイトル、作成者及び出版社が同じ資料であるもの。ただし、中古品は除く。

(2) 金銭の場合

ア 図書資料の価格としてデータ登録してある金額

イ シリーズの図書資料で価格が総額で登録されているときは、総額をシリーズの冊数で割った上で、事故図書分に相当する金額

(免除)

第6条 条例第13条ただし書に規定するやむを得ない理由について、次のとおり定める。

- (1) 災害（火災、水害、地震等）によるもの
- (2) 盗難にあったもの(警察に被害の届出をしたものに限る。)
- (3) 図書資料の付録等で単独では入手が困難なもの
- (4) 図書資料の登録データや追跡調査からも価格が不明なもの
- (5) 著しく劣化が認められるもの
- (6) 修理等が可能で、引き続き利用に耐えうるもの

(事務手続)

第7条 利用者は、図書資料の紛失等があった場合は、速やかに事故図書届（様式1）を図書館長に提出しなければならない。

2 図書館長は、事故図書届を受けたときは、前条各号のいずれかに該当するかしないかを判断し、速やかに書面にて利用者に通知しなければならない。

3 前項の場合において、該当するときは、図書資料の損害賠償免除通知書(様式2)を該当しないときは、図書資料の損害賠償通知書(様式3)を利用者に通知しなければならない。

(損害賠償の手続)

第8条 損害賠償の手続については、次のとおり行う。

(1) 現品の場合

ア 事故図書の書誌データ等の詳細と損害賠償の手続を利用者に通知し、利用者は、1か月以内に現品を納める。

イ 損害賠償手続中に、現品での入手が困難であると判明した場合は、代替本又は現金での損害賠償の方法による。

(2) 金銭の場合

納入通知書兼領収書を作成し、利用者は、当該通知書により指定された金融機関への支払を行う。

(損害賠償後の事故図書の取扱)

第9条 損害賠償の手続が終了した場合、図書館長は、利用者に対して前条第1号の現品及び第2号の金銭については、返還しないものとする。このとき、利用者から申出がある場合は、当該事故図書を無償で譲渡することができる。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。